

久喜市議会  
令和4年2月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 1 号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号） について .....	1
議案第 2 号	令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第2号）について .....	2
議案第 3 号	令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第3号）について .....	3
議案第 4 号	令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）について .....	4
議案第 5 号	令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第3号）について .....	5
議案第 6 号	令和3年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2号）について .....	6
議案第 7 号	令和4年度久喜市一般会計予算について .....	7
議案第 8 号	令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて .....	8
議案第 9 号	令和4年度久喜市介護保険特別会計予算につい て .....	9
議案第10号	令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について .....	10
議案第11号	令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について .....	11
議案第12号	令和4年度久喜市水道事業会計予算について .....	12
議案第13号	令和4年度久喜市下水道事業会計予算について .....	13
議案第14号	久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関 する条例 .....	14
議案第15号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	15
議案第16号	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	16
議案第17号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例 .....	17
議案第18号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例 .....	19
議案第19号	久喜市営自転車等駐車場条例の一部を改正する	

	条例 .....	20
議案第20号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	21
議案第21号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 .....	23
議案第22号	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 .....	24
議案第23号	久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第24号	久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	27
議案第25号	久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例を廃止する条例 .....	28
議案第26号	久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 .....	29
議案第27号	久喜市都市下水路条例の一部を改正する条例 .....	30
議案第28号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について .....	31
議案第29号	路線の認定について .....	33
議案第30号	路線の廃止について .....	34
報告第1号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること） .....	35

議案第 1 号

令和 3 年度久喜市一般会計補正予算（第 1 2 号）について

令和3年度久喜市一般会計補正予算(第12号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第2号

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 3 号

令和 3 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 号

令和 3 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第5号

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 6 号

令和 3 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和3年度久喜市下水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 号

令和 4 年度久喜市一般会計予算について

令和4年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 号

令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第9号

令和4年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和4年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第10号

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

令和 4 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 号

令和 4 年度久喜市水道事業会計予算について

令和4年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 13 号

令和 4 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和4年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 4 号

久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同項第2号に掲げる事務とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 月 2 5 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定める条例を制定するため、この案を提出するものであります。

議案第 15 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会の項を削り、同表産業医の項中「44,000円」を「75,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表産業医の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会を廃止すること及び産業医の報酬の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第16号

### 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は日額」を「、日額又は時間額」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、「この項及び次項並びに」を削り、「10円未満」の次に「、時間額の報酬にあってはその額に1円未満」を加え、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

第3条第1項及び第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

第5条第3項中「第2条第6項」を「第2条第7項」に改める。

第7条第1項第1号中「日額」の次に「又は時間額」を、「勤務日数」の次に「又は勤務時間数」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

会計年度任用職員の報酬額を計算する方法として時間額制を導入したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第17号

### 久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表健康・子ども未来部の部に次のように加える。

(6) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(久喜市立体育施設条例の一部改正)
- 2 久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。  
第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と」を「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。  
第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
別表第1菖蒲温水プールの項、鷺宮温水プールの項及び鷺宮体育センターの項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(久喜市立体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市立市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市立体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(久喜市栗橋B&G海洋センター条例の一部改正)
- 4 久喜市栗橋B&G海洋センター条例(平成22年久喜市条例第105号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第2号ただし書中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第5条、第7条第1項及び第3項、第9条並びに第14条ただし書中「教育委員

会」を「市長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第2項中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と」を「第3条第2項」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(久喜市栗橋B & G海洋センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市栗橋B & G海洋センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 6 久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第4条及び第7条第1項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会スポーツ振興課」を「健康・子ども未来部スポーツ振興課」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

令和4年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、分掌事務の変更について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第18号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2に次のように加える。

4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
------	--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第19号

### 久喜市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

久喜市営自転車等駐車場条例(平成22年久喜市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表栗橋駅西口第1自転車駐車場の項中「久喜市伊坂572番地1」を「久喜市伊坂北1丁目25番18」に改め、栗橋駅西口第2自転車駐車場の項中「久喜市伊坂679番地」を「久喜市伊坂中央1丁目4番1」に改める。

#### 附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、この案を提出するものがあります。

## 議案第20号

### 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第12条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第20条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以降継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以降継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)」を削り、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,350円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第5項中「第20条」を「第20条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置の創設に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第21号

### 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「社会保険各法」を「規則で定める社会保険各法」に改め、同条第3項中「その他の規定」を「の規定」に、「療養に要する費用」を「当該法令の規定により算定された療養に要する費用」に改める。

第9条第2項中「市は、」を「市長は、」に、「市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「直接払(市長が医療機関等に対し、受給者に代わって一部負担金等を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)で医療を受けた」に、「代わって当該医療機関等」を「当該受給者に代わって当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項及び第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従来の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 2 2 号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第4号中「児童福祉法」を「児童福祉法第6条の3第8項」に、「又は」を「又は同法第6条の4に規定する」に改める。

第7条第2項中「市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)」を「直接払(市長が医療機関等に対し、受給者に代わって一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)」に、「ひとり親家庭等医療費に相当する額」を「一部負担金及び入院時食事療養標準負担額」に、「当該指定医療機関等」を「当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項及び第4項の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第2項及び第4項の規定は、令和5年1月1日以後の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第23号

### 久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

第3条第2号中「に規定する」を「第6条の3第8項に規定する」に、「里親」を「同法第6条の4に規定する里親」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象子どもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法(国民健康保険法を除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となるとき。

第5条第2項中「市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)」を「直接払(市長が医療機関等に対し、保護者に代わって一部負担金を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)」に、「保護者に」を「当該保護者に」に、「当該指定医療機関等」を「当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、対象子どもと生計を同じくする保護者が複数いる場合で、当該保護者同士が生計が同一でないときは、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定するものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項及び第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第24号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成22年久喜市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削り、同項第6号中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加える。

第6条ただし書を削る。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第25号

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例を  
廃止する条例

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例（平成27  
年久喜市条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例を廃止し  
たいので、この案を提出するものであります。

## 議案第26号

久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成22年久喜市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表の第3負担区の項中「南栗橋1丁目から12丁目まで」の次に「、伊坂中央1丁目の一部、伊坂南1丁目の一部、松永1丁目」を加える。

第2条 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の第3負担区の項中「伊坂中央1丁目の一部、伊坂南1丁目の一部」を「伊坂北1丁目及び2丁目、伊坂中央1丁目及び2丁目、伊坂南1丁目から3丁目まで」に改める。

### 附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、及び受益者負担金を徴収する新たな区域を定めるため、この案を提出するものであります。

## 議案第 27 号

### 久喜市都市下水路条例の一部を改正する条例

久喜市都市下水路条例(平成22年久喜市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条の表伊坂雨水幹線都市下水路の項中「久喜市伊坂字砂畑1456番地8」を「久喜市伊坂南1丁目21番23」に改める。

#### 附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、この案を提出するものがあります。

議案第28号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

## 埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第29号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜2590号線	久喜市久喜本	久喜市久喜本	
久喜7453号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜8316号線	久喜市吉羽二丁目	久喜市吉羽二丁目	
栗橋267号線	久喜市栗橋東六丁目	久喜市栗橋東六丁目	
栗橋268号線	久喜市栗橋東六丁目	久喜市栗橋東六丁目	
栗橋269号線	久喜市栗橋東六丁目	久喜市栗橋東六丁目	
栗橋270号線	久喜市栗橋	久喜市栗橋	
栗橋271号線	久喜市栗橋	久喜市栗橋	
栗橋272号線	久喜市栗橋	久喜市栗橋	
栗橋273号線	久喜市栗橋東一丁目	久喜市栗橋東一丁目	
栗橋554号線	久喜市北広島	久喜市北広島	
鷺宮1581号線	久喜市上内	久喜市上内	
鷺宮1582号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1583号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第30号

### 路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜2589号線	久喜市下清久	久喜市下清久	
久喜5288号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 102,692 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和3年11月5日午後1時40分頃、久喜市青毛地内のふれあいセンター久喜駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の前方部分が同地内に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和3年12月27日

久喜市長 梅 田 修 一